

7. 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	令和4年度 決算額	都市計画税 充当額	事業に対する 充当率
都市計画税（歳入）	585,170		
都市計画事業（歳出）	944,536	585,170	62.0%
7款 土木費	821,509	508,951	62.0%
4項 都市計画費	821,509	508,951	62.0%
2目 土地区画整理費	48,898	30,294	62.0%
インター北土地区画整理事業特別会計繰出金	17,417	10,790	62.0%
駅北本郷土地区画整理事業特別会計繰出金	31,481	19,503	62.0%
6目 公共下水道費	772,611	478,657	62.0%
下水道事業会計繰出金	772,611	478,657	62.0%
10款 公債費	123,027	76,219	62.0%
1項 公債費	123,027	76,219	62.0%
1目 元金	115,811	71,749	62.0%
市債償還元金（都市計画事業分）	115,811	71,749	62.0%
2目 利子	7,216	4,471	62.0%
市債償還利子（都市計画事業分）	7,216	4,471	62.0%

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。